

佐賀県建設関連業務委託低入札価格調査制度事務処理試行要領の一部改正に係る新旧対照表

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|---|
| 佐賀県建設関連業務委託低入札価格調査制度事務処理試行要領 | 佐賀県建設関連業務委託低入札価格調査制度事務処理試行要領 |
| 1-1 略 | 1-1 目的 略 |
| 1-2 適用の対象 低入札価格調査制度は、競争入札により建設関連業務のうち測量業務、設計業務及び地質調査業務の委託契約を締結しようとする場合について適用する。ただし、佐賀県建設関連業務委託最低制限価格制度事務処理要領の規定に基づき最低制限価格を設定する委託には適用しない。 | 1-2 適用の対象 低入札価格調査制度は、競争入札により建設関連業務の委託契約を締結しようとするものうち、総合評価落札方式により委託契約を締結しようとする場合について適用する。 |
| 2～17 略 | 2～17 略 |
| 附 則 略 | 附 則 略 |
| | 附 則 <u>この要領は令和2年4月1日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。</u> |